

栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等使用規定

(目的)

第1条 この規定は、栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、栗駒山麓ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマーク等の図柄、色指定は、別図のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規定に沿った手続きを行う全ての者が、ロゴマーク等を使用することができる。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び栗駒山麓ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合。
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用のおそれがある場合。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。
- (5) その他、会長がロゴマーク等の使用について、著しく不相当と認めた場合。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用する者は、あらかじめ「栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し、「栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等使用承認書（様式第2号）」を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (2) デザインの改変などの応用使用は、しないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限り

ではない。

- 2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認書(様式第3号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「栗駒山麓ジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認書(様式第4号)」を交付するものとする。

- 3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第7条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用について、申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマーク等を使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成26年5月22日から施行する。